

報 告 書

一般社団法人 JELF 御中

JELF 審査委員会は「認定特定非営利活動法人 FoE Japan」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄付、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2019年4月17日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 籠 橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 籠橋隆明
弁護士 池田直樹
弁護士 島昭宏
弁護士 寺田伸子
弁護士 小島寛司
弁護士 渡部貴志
弁護士 尾谷恒治

【調査担当弁護士】

弁護士 吉田理人

第1 調査の目的と審査の基準

1. 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままにいることも少なくない。そこで、JELFでは寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2. 推薦の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスにかかわる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動が続いていくかが検討され、それにあつた組織が形成されている。従つて、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言つてよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言つても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にある場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かつて最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELF では環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたつても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたつて実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者などから感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不断に検討されているかといった組織のあり方も、成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

(1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック

(2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）

(3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

(1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？

(2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）

(3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？

(4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？

(5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？

(6) これまでの実績と今後も実績を残していけるか？

第2 審査の過程及び組織の沿革

1. 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、2019年2月18日、認定特定非営利活動法人 FoE Japan（以下「本組織」という）の事務所（東京都板橋区小茂根 1-21-9）を訪問し、総務部部长篠原ゆり子氏及び監事原田公夫氏と面談して、事業報告書、事業計画書、財務諸表、活動にかかわる各種報告書、などの提示を受けながら、聴き取り調査を行った。

2. 本組織の沿革

本組織の沿革は次の通りである。

- (1) 1971年、アメリカの環境運動家デビッド・ブラウアーが、「これからの環境問題解決のためには、国際的なネットワークが必要だ」と提唱したことから、「フレンズ・オブ・ジ・アース（Friends of the Earth : FoE）」の活動がスタートする。

FoEは、現在、世界75カ国に200万人のサポーターを持つ世界最大の環境団体の一つである。

- (2) 日本では、1980年1月、FoE インターナショナルの24番目のメンバー団体として「地球の友・東京」（後に現在の団体名に名称変更）が設立される。

当時は、日本各地でも反原発運動や有機農業などのエコロジー運動が高まりを見せており、「地球の友」は、これらの運動のネットワーク化と世界の最新環境情報の提供を目指して活動を開始する。80年代前半は、特に化石燃料や原発に代わる再生可能なエネルギー社会の提案を活発に行い、80年代半ばからは、熱帯雨林の保護活動、ODAや世界銀行の融資による開発が引き起こす環境や人権の破壊の問題への取組みを強化していく。

1990年には、インド・ナルマダダムへのODA融資中止キャンペーンを行い、政府が融資凍結を決定する。その後も開発援助改善の活動を行い、新たな融資案件の問題への取組みを進めている。

1997年には、地球温暖化防止京都会議にNGOとして参加し、その後も気候変動問題への取組みを行い、日本に責任ある温室効果ガス削減のための法律制定を求めるMake the Rule キャンペーンなどを行う。

アムールトラをはじめとする希少な生物の保護活動、砂漠緑化プロジェクト、森を

破壊しない木材「フェアウッド」利用促進運動など、環境問題に幅広い観点から取り組んでいる。

2011年3月11日の福島原発事故の後、脱原発と福島支援のための活動にも力を入れている。

- (3) 2001年にNPO法人格を取得、2002年に団体の名称を「FoE Japan」に変更する。2010年には、認定NPO法人となる。

第3 法務・ガバナンス関係についての審査

1. 組織の目的

定款3条に記載された本組織の目的は次の通り。

「この法人は、人間活動によって引き起こされた環境問題を中心とする諸問題を解決し、将来にわたって持続可能で調和のとれた社会を実現することを目指し、その移行を促進するために、調査・分析、知識の普及啓蒙、政策提言、実践などに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。」

さらに、同目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動、特定非営利活動に係る事業、収益事業を行うものとされている。

[特定非営利活動]

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 人権の擁護または平和の促進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

[特定非営利活動に係る事業]

- (1) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための調査・分析事業
- (2) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための普及啓蒙事業
- (3) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための政策提言事業
- (4) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための実践および援助事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

[収益事業]

- (1) イベントの実施事業
- (2) 出版事業
- (3) 物品の販売事業

当該目的は、特定非営利活動促進法2条1項別表のうち環境の保全を図る活動に該当するものであり、高い公益性、社会性を有するものと評価できる。

2. 機関

本組織は、特定非営利活動促進法に基づく「認定特定非営利活動法人」として組織が整備されている。

理事によって構成される理事会において、①総会に付すべき事項、②総会が議決した事項の執行に関する事項、③その他総会の議決を要しない業務の執行に関する必要な事項の決定を行う（同第31条）。

理事会は、総会開催前、半期が終了した秋ごろ、冬頃などに開催されており、年に3,4回開催している。

理事会の議事録も適切に作成され、保管されており、招集手続き、決議方法についても適切に運営されていることが確認できた。

(3) 監事

監事は、総会で選任される。監事は、①理事の業務執行の状況の監査、②財産の状況の監査、③監査の結果、業務または財産に関し不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実が発見した場合の総会または所轄庁への報告、④③の報告が必要な場合の総会の招集、⑤理事の業務執行の状況または財産の状況について理事に対する意見表明の職務を行う（定款第15条4項）。

本組織において、監事は、通常総会において監査報告を行うなど、適切に職務を行っているものと認められる。

3. 届出関係

本組織においては、各種法令に基づく届出関係は問題なく行われていることが確認された。

4. 情報開示

事業報告書、計算書類、役員名簿、定款等、常時、事務所に備え置かれ、要望に応じて書類の閲覧に応じられる体制となっている。

以上のとおり、本組織の体制については、特定非営利活動促進法に則った組織づくりがなされ、同法および定款にしたがった適正な組織運営がなされているものと認められる。

第4 財務・会計・労務関係の審査

事業年度ごとに事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等を作成し、監事の監査を経た後、総会の議決を経るものとされている（定款第48条）。また、事業計画書および活動予算書も毎年度作成され、理事会の議決を経なければならないとされる（同第44条）。いずれも、定款の定めどおり作成され、総会もしくは理事会の議決を経ているものと確認された。

寄付台帳も整備され、会計に関する資料の保管、金銭の入出金の管理体制も整えられていることが確認された。

以上から財務、会計について問題はないものと判断できる。

第5 労務関係の審査

就業規則が作成され、賃金規定も整備されている。スタッフとの間で雇用契約書を作成し、労働条件通知書を交付している。各従業員の労働時間、休日も適切に管理さ

れ、働きすぎがないかチェックを行っている。社会保険、労災保険への加入手続きも行われており、労務について問題はないものと判断できる。

第6 活動実績と持続性

1. 活動理念

本組織は、「地球上のすべての生命（人、民族、生物、自然）が互いに共生し、尊厳をもって生きることができる、平和で持続可能な社会を目指します」という活動ビジョンを掲げる。

上記ビジョンを実現するための理念として、以下4つの理念を掲げている。

■公正・公平な社会 Justice

民主的かつ公正・公平な社会を実現します。

■自然との共生と世代間の公平性 Sustainability

自然と共生し、現在の地球上の資源や環境を将来世代もが享受できる仕組みを実現します。

■人々の主権 People Power

多様なセクターが連帯することで大きなうねりを生み、市民が社会の意思決定をできる社会を実現します。

■しくみを変える System Change

環境・社会問題を生み出している既存の仕組みに対して挑戦し、解決のための仕組みをつくります。

そして、かかる理念実現のための具体的アプローチとして、以下の方法を採用している。

「調査する」

現地の人々の視点に立って環境問題の実態と根本原因を調査・分析します。

「提案する」

日本の市民団体として、日本が関与して生じた問題を生み出している既存のしくみ（政策／モノや金の流れなど）を変えることを政策決定者に提案します。

「うねりを起こす」

国内外の各分野・各地域の団体と、共通の問題に対して連携し、より大きな力で行動します。

「流れを変える」

社会のダイナミズムを活かし、よりよい社会を求める人々の想いと情熱で変化を実現します。

2. 活動実績

本組織は、上記理念の下にこれまで国際環境 NGO として、世界の環境問題に対して多方面に活動を行ってきた。その結果、以下のような実績を残してきている。

- ・インド・ナルマダダムへの ODA 融資中止キャンペーンを行い、日本政府が融資の凍結を決定（1990）
- ・ロシア極東の原生林とそこに生息するアムールトラをはじめとする希少な生物の保

護活動を開始し、ロシア沿岸地方のアムールヒョウ生息地の一部が鳥獣保護区に指定される（1997）

- ・国際協力銀行の環境ガイドライン策定のための研究会を関係省庁、学識経験者、国会議員らと設立し、国際協力銀行環境ガイドラインを制定（2002）
- ・森を破壊しない木材「フェアウッド」利用を推進するキャンペーンを行い、環境省への政策提言「国内各層でのフェアウッド推進」が優秀提言に選定され（2003）、日本政府が公共調達からの違法木材排除の方針を決定（2005）
- ・福島第一原発事故を受け、脱原発と福島支援の活動をスタートさせる。eシフト（脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会）が発足し、本組織が事務局として提言活動を開始（2011）。署名や議員へのロビー活動により「原発事故子ども・被災者支援法」成立に寄与する（2012）

2. 現在の活動

本組織では、現在、主に以下の5分野の活動を行っている。

・脱原発と福島支援

原発事故被害者への支援活動を行うとともに、脱原発に向けた調査・啓蒙活動・政策提言活動などを行う。企業や個人に対して、持続可能なエネルギーの選択を推進するパワーシフトキャンペーンを展開している。

・気候変動・エネルギー

気候変動対策強化のための調査・啓蒙活動を行うとともに、温室効果ガス排出量の多い石炭火力発電所の新設に対する反対運動を展開。省エネに関する調査・提言活動なども行う。

・開発金融と環境

インドネシア、ベトナム、フィリピンなどで日本の官民が推進する石炭火力発電事業について、現地で被害を受ける漁民や農民などの住民を支援するとともに、外務省やJBIC、JICAへの抗議、要請活動を行う。辺野古の新基地建設についても、ドキュメンタリー映像「美ら海を未来へ」を製作するなど、反対運動を支援する。

・森林保全と生物多様性

東京オリンピック・パラリンピックのための施設建設に関し、違法リスクの高い木材の利用がないよう大会組織委員会、東京都等に問題点を指摘するとともに、改善に向けた対話を行う。東日本大震災の津波により流失した海岸林の再生活動や、フェアウッドの普及拡大のためのイベントを開催している。

・里山再生

東京都の保全地域である八王子「宇津木の森」にて、保全活動を行うとともに、一般市民が参加できる様々なイベントを実施している。

上記各活動は、いずれも現代社会における重要な環境問題を扱うものである。持続可能で調和のとれた社会の実現という本組織の目的を達成する上でもクリアしなければならない問題であり、社会的意義の大きな活動を行っているものと評価できる。

3. 組織の持続性

本組織の会員数は、現在 380 名である。2008 年に 500 人を超える会員がおり、この頃をピークに会員数は減少傾向が見られるが、一定の会員数は維持している。

財政状況は、収入の約 4 分の 1 を個人および企業からの寄付金が占めている。また財団からの助成金が収入の 45%、受託事業が 19%を占めている。これらの収入は、本組織のこれまでの活動内容が評価され、信頼を得ているものといえ、今後も急激・大幅な収入減少はないのではないかと予測される。本組織について財政的に逼迫している等の事情は見られない。

本組織の活動は、上記のとおり幅広い分野におよんでいる。開発金融分野からの国際的環境問題への取組みなどは、環境団体の中でも特異な活動領域となっており、社会的な意義は大きいといえる。さらに、福島原発事故後の被害者支援、脱原発運動では、他の団体と連携し運動を展開しており、重要な役割を担っている。森林保全、気候変動問題への取組みなども長期にわたり継続しており、世界各国での調査活動や調査に基づく提言活動を続けるなど、着実に活動を進めている。

本組織は、設立から 39 年が経過しているが、その活動は、高い公益性をもつとともに、多くの実績を積み上げていることから、今後も社会的支持を得られるものといえる。

これまで説明してきたとおり、法令に則った組織運営がなされ、財務・会計面においても適切な管理体制が整っていることからすれば、持続可能な組織体制が備わっているものと評価できる。

第7 まとめ

以上のとおり、本組織は、その活動面において高い公益性を備えていると評価できるとともに、組織としての基盤や体制も整っており、将来にわたり組織が持続していくことが期待できることから、JELF 審査委員会は、本組織を寄付・遺贈対象適格団体として認定する。